

第10回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2008年2月26日(火) 10:30～11:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、伊藤委員

原子力安全・保安院

原子力発電安全審査課 山本統括安全審査官

内閣府

黒木参事官

4. 議 題

- (1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について(答申)
- (2) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画について(答申)
- (3) 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉施設の変更)
- (4) その他

5. 配付資料

- (1-1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について(答申)(案)
- (1-2) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の改定について
- (2) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画について(答申)(案)
- (3-1) 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉施設の変

更)について

(3 - 2) 国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉設置変更許可申請(2号原子炉施設の変更)の概要について

(4) 第5回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、定刻ですので始めます。

本日は、広瀬委員、御欠席ということでございます。さて、本日の議題でございますが、一つ目が特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について及び同計画について、先週、原子力委員会としての意見を求められたところ、これに対する答申を御審議いただくこと。二つ目が、中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更、2号炉の変更でございますが、これについて御諮問いただくこと、三つ目、その他です。

それでは、最初の議題、まず、事務局から委員会の答申案を紹介してください。

(1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について(答申)

(2) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画について(答申)

(黒木参事官) 最初の議題1の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく最終処分に関する基本方針について(答申)と、それから2番目の議題、計画についてと合わせて事務局のほうから御説明させていただければと思います。

前回の定例会におきまして、最終処分法に基づく基本方針と、それから最終処分に関する計画の改定について、経済産業省より諮問がございました。

諮問の内容につきましては、資料の第1-2号に書いていますように、前回経産省から御説明があったところでございます。ポイントとしては法律について処分法が改正され、原子力委員会の提言になった長半減期低発熱性放射性廃棄物の地層処分、併置処分等が可能にしたことなどを受けたこと、それから安全規制のための、炉規制法において規定が実施できるようになったことを踏まえた法律を受けた改定の部分、それから経産省の小委員会ですと昨年からの東洋町の関係で処分の体制強化について検討していたわけですが、それを反映した部分が入ってございます。

同じく計画も同様でございますが、こちらのほうが具体的なガラス固化体と、それから長半減期低発熱性放射性廃棄物の用途など見通しも含めた形で計画の改定がなされる内容となっております。

これに対しまして、法律に基づきます諮問でございますので、本日はこの答申の（案）を資料の第1 - 1号、それから資料の第2号で用意いたしました。それぞれ基本方針の改定についての答申の（案）とそれから計画の改定についての答申の（案）でございます。

原子力委員会におきましては、その関連では原子力政策大綱、それから長半減期低発熱性放射性地層処分基本的な考え方、この二つの政策の考え方をもちまして指針を示し、それから昨年3月、それから6月、2回にわたって見解を示したものでございます。

今回の改定につきましては、大綱・資料に沿ったものであるということ。

それから、昨年の3月と6月の見解を踏まえたものであるというふうに考えますので、基本的には妥当であるということで答申したいと思えます。

まず資料第1 - 1号でございますが、まず件名でございます「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について（答申）」ということで、委員長より経産大臣あての案文であります。

読み上げます。

平成20年2月18日付け平成20・02・08原第110号をもって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第3条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については、妥当なものと認める。

また、資料第2号のほうでございますが、表題のほうでございます特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定について（答申）、同じく委員長から経産大臣あての文でございます。

読み上げます。

平成20年2月18日付け平成20・02・08原第111号をもって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第4条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については、妥当なものと認めるという形で答申をしたいと思えます。

（近藤委員長）ありがとうございました。事務局から説明がありましたように、この基本方針と計画につきましては、確か平成12年の閣議決定に際して委員会としてもこれを妥当としたところですが、その後原子力委員会におきましては、この方針・計画に基づいて事業を進めるべしということを原子力政策大綱において決定し、同時に、海外からの返還廃棄物の取扱いや、長半減期低発熱性放射性廃棄物の併置処分の問題についても、委員会決定を行いました。また、原子力政策大綱の決定後の事業の進捗状況を踏まえて、幾度か委員会として

政府や事業者の取組の在り方について見解を示してきました。

今回の基本方針の改定案には、そうした原子力委員会の基本的考え方の変化に対応しての変更および私どもの発した見解を踏まえて、今後の取組の在り方について検討された結果を踏まえての変更が反映されていると判断されましたので、これを妥当と考えることにしたいというのが事務局提案ですが、いかがでしょうか。

なお、前回の会議で諮問いただいた際には、その後の取組について討議いただいたところですが、この方針案について否定的な御意見はなかったと承知しています。この際、この案でよろしいかどうかについての御意見とあわせて、改めて、御見解を開陳されても結構かど存じます。

いかがでしょうか。

松田委員。

(松田委員) 東洋町での経験を踏まえて、経済産業省の委員会が、原子力委員会の見解も踏まえていただいて、こういう基本方針をまとめられたこと、大変適切と思っています。

特に、この基本方針の第6と第7には、国民の皆様に対する期待と国やNUMO、電気事業者が何をすればいいのかが具体的明確に書きこまれたことは重要と思っています。

この一年間、私はこの事業に関してのNPOの活動を注目してきましたが、東洋町の出来事を踏まえて、高レベル放射性廃棄物は電気のごみであり、これをきちんと処分することは自分たち自身の問題だと考える方たちが全国各地に出てきて、それを取りまとめたNPOの持続可能な元気ネットがエネ庁の呼びかけに応じて、企画応募しまして、採択されて、全国のNPOの方たちと一年間ワーキングをやってきました。これにはNPOの方々を中心に450名の人々が参加されネットワークの輪が広がりました。今、市民レベルの活動がスタートしたところと考えています。また、エネ庁は今年、この事業に関する説明会を全国キャラバンですでに10県で開催してきていますし、NUMOも啓発活動に本格的に取り組んでいると認識しています。この基本方針の制定によって、こうした取組が本格化することを期待します。

私としては、国民の皆さんにこの基本方針を読んでいただき、それぞれの立場から行動していただく、きっかけにさせていただけたらと考える次第です。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

他に。田中委員。

(田中委員長代理)前にも御説明いただいた時に申し上げたのですが、技術開発のところ、第5項のところ、それぞれの機関の役割というのが規定されたということで、それはそれとして結構ですけども、今日の資料にも書いてありますように、最終処分事業とか国の安全規制において有効に活用されるということが、結局それはとりもなおさず国民の安心だとか、そういうことにもつながってきますので、ぜひそのところについては今までのいろいろな反省も含めてきちんとやっていただけるものというふうに期待しています。

(近藤委員長)ありがとうございます。

伊藤委員、いかがですか。

(伊藤委員)基本的に、この答申のとおりだと思います。田中委員長代理からもお話しありましたように、この基本方針をいかに成果に結びつけるか、そういうことが一番のポイントだと思うんです。私もいろいろな人と話をしていると、まだまだ地層処分という言葉自体、あるいはNUMOという言葉自体がなかなか国民の皆さんの中に浸透していないことを現実として感じたわけであります。そういうところから広く地層処分に対する理解、まず地層処分って何だろう、どういうことなのだという、そういうことから分かっていただけるようにすること。同時に、応募いただくためには、まず地層処分というものの安全性、必要性というものからちゃんと議論できるような、そういう環境も作っていく必要があるということで、広く国民の皆さんの御理解を頂くと同時に、今後を考える地域の中でこういう議論がいろいろな予断なしにできるように努めていくということが求められることだろうと思います。

いずれにしましても、関係者の皆さん、これから今後基本的な方針に沿って、どのように成果を上げていくかということで、期待したいと、そういうふうに思います。

よろしくをお願いします。

(近藤委員長)ありがとうございました。

なお、念のため、これを妥当とするところ、最後の計画の時間展開については、これを妥当した根拠について今一度確認しておきたいと思います。一つは、精密調査地区の選定に至るまでを5年程度をしていることを妥当としたのは、こうしたことはぎりぎりに近い厳しい目標を立てることが、当事者を激励する観点、関係者の総力を結集する観点から適切と判断したことによっていると。

それから、もう一つは、建設地の選定を従来、平成30年後半としていたところを平成40年前後とし、しかし処分開始は平成40年代後半とそのままにしてあるため、従来の記載からは建設地選定から処分開始まで約10年を要するとの認識が読み取れるところ、今回、

この期間がもっと短くてよいという認識が新たに生まれたのかという点です。これについては、前回小生からの同趣旨の質問に、事務局から建設技術の進歩を踏まえるとこの程度の短縮に不合理な点はないとの答えをいただいたところです。

よろしゅうございますか。そういたしますと、本案をもって答申することにするにご異議なしということで、

(黒木参事官) 委員長、誤植がありまして。

(近藤委員長) どのように。

(黒木参事官) 資料の第2号の表題でございまして、最終処分に関する計画の改定についての「改定」の「定」の字が訂正の「訂」になっている。改めて「定める」で、「定」の字に変えていただければと。

1 - 1号のほうは誤植のない字になっているのですが。すみません。

(近藤委員長) 気がつきませんで、すみませんでした。

ありがとうございました。それでは、その訂正をしたものを答申とすることに決定します。よろしいですね。はい。ありがとうございました。

では、次の議題。

(3) 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉施設の変更)

(黒木参事官) 次の議題でございまして、中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉施設の変更)につきまして、原子炉安全・保安院の審査課山本統括安全審査官から御説明お願いいたします。

(山本統括安全審査官) おはようございます。保安院の山本でございます。

本日は、中国電力株式会社の島根原子力発電所の原子炉設置変更許可申請、これは2号に係るものでございますが、につきまして、諮問させていただきたいことがありまして、まず資料3 - 1と3 - 2ございまして、3 - 2に基づきまして概要を説明させていただきます。

1ページ、申請の概要でございまして、申請者は中国電力でございます。

該当します発電所は島根原子力発電所でございます。原子炉の型式、熱出力につきましては2号炉、型式につきましては濃縮ウラン、それからウラン・プルトニウム混合酸化物燃料ということでございます。

申請年月日は平成18年10月にございました。

変更項目につきましては、2号炉でウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取替燃料の一部として採用するという事でございます。

現在、MOX燃料につきましては、許可を受けているプラントといたしましては、沸騰水型でございますと、福島第一3号、それから柏崎3号、それから浜岡4号、それから今2次審査中ですが、大間、これに続きましてBWRでは5基目でございます。

PWRも含めました全体では、9基目のプラントになることとなります。

工期につきましては、特段工事を伴いませんので、工期というものはございません。

それから、変更の工事に要する資金、これにつきましても工事を伴いませんので、資金は要しません。

変更の概要でございますが、2号炉、現在、燃料集合体は全体で560体ございます。その中で今回MOX燃料を最大で228体まで装荷するというものでございます。

これによりまして、全体の炉心の中のプルトニウムの量がおおよそ3分の1程度までなるということでございます。

仕様につきましては3ページ以下に書いてございますが、MOX燃料のところを見ていただきますと、燃料配列8×8というふうに書いてございます。これにつきましては、従来、高燃焼度8×8燃料というのがこのプラントに入っております、その高燃焼度8×8と、燃料材のところを除けばすべて同じ燃料でございます。

外見にも4ページにございますが、外から見ますと9×9燃料と同じような外見をしているというような燃料でございます。

よろしければ、3-1に基づきまして諮問をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料3-1で御説明させていただきます。

原子力委員会委員長殿。

経済産業大臣。

中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉設置変更許可申請（2号原子炉施設の変更）でございます。

中国電力株式会社取締役社長山下隆から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、別添のとおり申請がございました。審査の結果、法第24条第1項第1号、それから第2号、それから第3号、この第3号につきましては、経理的基礎に係る部分に限るということでございます。に規定する許可の基準に適合していると認められますので法第24条第2項の規定に基づきまして諮問させていただきたい

と思います。

1 ページめくっていただきまして、許可の基準への適合でございます。

1、法第24条第1項第1号の平和利用でございますが、今回の申請は、原子炉の使用の目的、商業発電用を変更するものではないこと、それから発生する使用済燃料につきましても、これまでの方針を変更するものでないこと。

それから、再処理に関しましても、これまでの方針を変更するものではないこと。

以上から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものというふうに判断いたしてございます。

2でございまして、法第24条第1項第2号、計画的遂行でございます。

本申請は、ウラン資源の有効利用を目的とするものでございまして、原子力政策大綱の方針に沿ったものである。

それから、発生いたします使用済燃料につきましても、これまでの方針を変更するものではなく、核燃料サイクルに対する基本的な考え方に沿ったものであるということ。

それから、運転に伴い必要な核燃料物質の確保につきましても、これまでの方針を変更するものではないこと。

それから、発生します放射性廃棄物につきましても、これまでの方針を変更するものではないこと。

以上から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと判断いたしてございます。

それから、3でございまして法第24条第1項第3号の経理的基礎に関する部分でございますが、本申請は工事を伴いません。したがって、工事に要する資金、それから調達計画は必要といたしません。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと判断いたしてございます。

以上から、本日付けをもちまして諮問させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をどうぞ。

よろしゅうございますか。それでは私から一つ二つ。本件、18年10月申請で、今ごろここに上がってくるというのは随分とゆったりしていると思うんですけども。申請者の責

任ですか。

(山本統括安全審査官) プルサーマルの申請の9基目ということではございますが、いろいろデータの拡充をしたところ、それから従来と違う解析手法を使ったところがございます、そういうところに時間を要しまして、時間がかかったという感じになっています。

(近藤委員長) 申請者に問題があれば、時間がかかっても私どもがとかくのことを申し上げる必要はないのですけれども。

(山本統括安全審査官) 特段申請者に問題があったとか、それから特殊な燃料だったとか、そういうことは一切ございません。

(近藤委員長) 行政サイドの勉強不足や行政資源の不足が理由だとすれば、資源を増やしてくださいというのが私どもの仕事ですが。

(山本統括安全審査官) 特段そういうことはなかったのですが、先ほど申したようなところ、少し手間取ったところがございます、時間を要してございます。

(近藤委員長) 分ったような分からないようなお返事ですね。それから、これは単純な質問で、こういうところでお聞きする話ではないことですが、この燃焼度は少し低いですね。なにか理由があるのですか。

(山本統括安全審査官) 最高燃焼度で4万ということで、指針によりますと4万5,000までいいということになってございますが、柏崎、それから浜岡の前列を踏襲して4万でおさえているということでございます。

(近藤委員長) 指針で4万、5000までとあるのに。何か問題があったのかしら。

(山本統括安全審査官) いえ、特段問題はないと思います。ただ、MOX、これ最初の導入の柏崎と全く同じ仕様でございます、最初に導入するということがあって低くおさえているのだと思います。特段、被覆管に問題というか不安があるとか、そういうことではないです。

(近藤委員長) 分かりました。横並びが理由ですか。

他に御質問ありませんか。なければ、それでは、これは承ったことにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(山本統括安全審査官) それでは、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) 次、その他議題。

(4) その他

(黒木参事官) その他議事次第は特にございません。

(近藤委員長) じゃあ、各委員、何かこの際、御発言ございますか。

よろしいですか。

それでは、次回の予定を伺って終わりにいたします。

(黒木参事官) 次回会合でございますが、第11回はロードマップの策定について審議と題しておりますので、臨時会ということでございます。今週木曜日28日10時から共用第3特別会議室でございます。

それと、定例会につきましては、来週3月4日火曜日10時30分から、この場所643会議室で開催する予定でございます。

なお、来週が第1火曜日になりますので、定例会終了後に関係者との懇談会を開催する予定としてございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは今日はこれで終わります。

ありがとうございました。

- 了 -